

第 6 4 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 令和 3 年 4 月 2 7 日 (火)

午前 1 0 時

ところ 第 1 委員会室

付議事項

- 1 政務活動費（手引）の改正について・・・資料 1

- 2 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について

- 3 高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情および陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について

- 4 モニター意見について・・・資料 2

- 5 その他

政務活動費の手引

平成 3 0 年 4 月

山陽小野田市議会

政務活動費の概要

1 政務活動費について

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項及び山陽小野田市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、地方公共団体の議員の調査研究その他の活動に資するため、必要な経費の一部として議員に対して地方公共団体から交付されるものです。

平成12年4月に施行された地方分権一括法により、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大する中で、地方議会が担う役割はますます重要なものとなりました。そこで、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化する等のため、平成12年の地方自治法改正により政務調査費として制度化されました。そして、平成24年の地方自治法改正の際に、政務調査費は政務活動費と名称を改め、使途も「調査研究」に限られていたものが「調査研究及びその他の活動」に拡大されました。

ただし、あくまで議会の議員の調査研究その他の活動に資するための経費の一部を交付するものであるということから、議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動、それから私人としての活動のための経費などは対象にすることができません。

※ 地方自治法第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 政務活動費交付の概要（政務活動費の交付に関する条例参照）

- (1) 政務活動費の交付先（条例第2条）
会派及び無所属議員
- (2) 政務活動費の額（条例第3条、7条、9条、11条）
各月1日を基準日とし、月額6,000円の当該年度分を交付
（会派の場合は所属議員の数を乗じる）
- (3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第13条）
調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費
- (4) 収支報告書の提出（条例第15条）
3月31日現在で政務活動費に係る収支報告書を作成し、領収書の原本等を添付して、当該交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出（年度の途中において会派の解散又は無所属議員でなくなった場合は、当該会派が解散した日又は無所属議員でなくなった日現在で作成し、30日以内に提出）
- (5) 情報の公開（議会基本条例第25条、条例施行規程第8条）
政務活動費の透明性を確保するため、議長に提出された収支報告書及び領収書等の写しを議会事務局に閲覧用として備え付け、市議会ホームページに掲載し公開します。

3 具体的な事務の流れ

- (1) 政務活動費交付申請： 会派の代表者又は無所属議員が市長に対して政務活動費の交付を申請



- (2) 請 求： 市長は、その申請内容が適当であるかを審査して交付決定を行う。会派の代表者及び無所属議員はその交付決定に基づいて請求書を市長に提出



- (3) 政務活動費の交付： 請求書に不備がなければ当該年度分の政務活動費を交付



- (4) 収支報告書の提出： 政務活動費に係る収支報告書、領収書等を議長に提出（先進地視察に充てた場合は、行程表、視察報告書等を添付）



- (5) 政務活動費の返還： その年度の収支の結果、政務活動費に残余額があるときは速やかに返還しなければならない。

また、年度の途中（基準日以前）において会派の解散、所属会派からの脱会、辞職、死亡等により会派の所属員数が減少し、政務活動費が減額となった場合や無所属議員が無所属議員でなくなった場合も同様に減額分が返還対象となる。

政務活動費の預金口座で生じる預金利子は、政務活動費として使用できる。なお、使用しなかった場合は返還対象となる。

- (6) 会派に対する政務活動費の交付の変更申請

年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派の所属員数に変更があったときは、当該会派の代表者は市長に対し政務活動費の交付の変更を

申請しなければならない。

4 政務活動費の支出に関する基本的な考え方

政務活動費の支出に当たっては次の項目に留意のうえ、会派及び無所属議員の責任において適切に取り扱うこと。

- (1) 市政に関する調査研究が目的であること。
- (2) 調査研究活動の必要性があること。
- (3) 政務活動費が公費であることを十分認識したうえで、調査研究活動に要した金額やその態様等に市民が理解できるような妥当性があること。
- (4) 適切な手続がなされていること。
- (5) 支出について説明ができるよう書類等が整備されていること。
- (6) 政務活動費（一部を含む）を充てたものについては、政務活動以外で使用しないこと。
- (7) 調査研究活動は社会通念上妥当な範囲のものであることを原則としたうえで、要した費用の実費を支出すること。旅費についても実費とし、先進地視察や研修等で旅費の支出があるときは、事前に行程表等を議会事務局へ提出して協議すること。

5 説明責任

政務活動費は政務活動費の交付に関する条例に基づき、議長への収支報告書及び領収書等証拠書類の提出が義務付けられています。また、政務活動費の交付に関する条例施行規程には政務活動費に関する会計帳簿を5年間保管することが規定されています。

また、透明性確保の観点から政務活動費の交付を受けた会派又は無所属議員は、その用途に関して市民への説明責任を果たさなければなりません。そのため、政務活動費の用途については、議員が自律的に判断し、執行管理に努めなければなりません。なお、会派解散後の関係書類の保管は、当時の経理責任者が引き継ぐものとします。

政務活動費使途基準

平成29年4月1日施行

区 分	内 容	交付対象となる具体例
調査研究費	会派及び無所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	○先進地視察に係る交通費、宿泊費 ○調査委託料 ○研究会会場借上料、資料作成費 ○研究会出席負担金、交通費、宿泊費
研 修 費	会派及び無所属議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会に参加に要する経費	○研修会会場借上料、講師謝礼、資料作成費、通信運搬費 ○研修会出席負担金、交通費、宿泊費
広 報 費	会派及び無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	○市政報告会等会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費 ○会派及び無所属議員が発行する広報紙等の印刷製本費、通信運搬費 ○ホームページの作成・更新費
広 聴 費	会派及び無所属議員が行う住民からの市政及び会派及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	○広聴会会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費
会 議 費	会派及び無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派及び無所属議員としての参加に要する経費	○各種会議会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費 ○意見交換会等出席負担金、交通費、宿泊費
資料作成費	会派及び無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に関する経費	○資料の印刷製本費、翻訳料 ○資料作成に必要な事務機器及び消耗品の購入費又はリース代（パソコン・カメラ・文具等）
資料購入費	会派及び無所属議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	○図書・資料等購入費 ○新聞等購読料 ○有料データベース利用料
人 件 費	会派及び無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	○会派及び無所属議員が行う活動を補助するために会派及び無所属議員が雇用した者に対する賃金等
事務所費	会派及び無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	○事務所の賃借料、維持管理費、光熱水費、通信運搬費、事務機器購入費又はリース代

政務活動費から支出できない経費

区 分	具 体 例
交際費及びこれに類する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○^{せん}餞別、慶弔、寸志、見舞い ○年賀状購入・印刷費 ○名刺作成費
政党活動に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○党費、党大会参加費及び旅費 ○政党の宣伝活動に要する経費 ○政党活動に使用する資料等の作成・購入費
選挙活動に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙活動に関する経費 ○後援会活動に関する経費 ○パンフレット、ビラ等の印刷及び発送費
挨拶・飲食が主な目的の会合等に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○新年会、落成式、記念パーティーの参加費 ○懇親会、親睦会等に要する経費
議員個人の私的活動に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会費、××会会費 ○災害地への寄附・支援活動の参加経費 ○議員個人（無所属議員除く）の新聞購読料 ○主に私生活で使用する物品の購入費
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○政務活動と関係性が希薄な経費 ○議員個人（無所属議員除く）の広報紙 ○議員（無所属議員除く）が個人で主催する市政報告会等の開催経費 ○社会通念上不適切とされる経費（配偶者に対する人件費・旅費の支出等） ○適正な会計処理を逸脱する支出（多年度分の支出等）

1 調査研究費

内容

会派及び無所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費

支出できるもの

- ・ 先進地視察に係る交通費、宿泊費
- ・ 調査のために借り上げたマイクロバス、レンタカー代等
- ・ 調査業務の外部委託料
- ・ 研究会会場借上料、資料作成費
- ・ 研究会出席負担金、交通費、宿泊費

支出できないもの

- ・ 会派で承認されていない議員個人の調査旅費
- ・ グリーン車
- ・ 旅行傷害保険料

留意事項

- ・ 交通費、宿泊料は実費とすること。宿泊料は「山陽小野田市職員等の旅費に関する条例」に定められた金額13,100円を上限とし、宿泊料のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代は宿泊費に含むこと。
- ・ 調査活動に自家用車を使用した場合のガソリン代、高速道路通行料については実費とすること。
- ・ 調査旅費の領収書等については、交通費と宿泊費等、それぞれの明細が分かるものを添付すること。
- ・ 視察先への手土産代については1か所につき2,000円程度とすること。
- ・ 議員個人の研究のための調査等は会派内で調整すること。
- ・ 視察時におけるキャンセル料は、次の場合に認めること。
 - (1) 公務による場合
 - (2) 本人が病気や怪我等により取り止める場合
 - (3) 親族の病気や怪我によって本人が世話をしなければならない場合
 - (4) 親族の葬儀に出席しなければならない場合
 - (5) 視察先及び本市において天災が発生した場合

(6) やむを得ない事情により議長が認めた場合

- 視察報告書は速やかに作成し、添付すること。
- マイクロバス、レンタカー代等の借上げは、ほかに利用できる公共交通機関がない等の合理的な理由があること。
- 外部に委託して調査研究を行うときは、業務委託契約書を作成すること。

2 研修費

内容

会派及び無所属議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費

支出できるもの

- ・ 研修会会場借上料、講師謝礼、資料作成費、通信運搬費、茶菓子代
- ・ 研修会出席負担金、交通費、宿泊費
- ・ 研修会の参加費等に係る振込手数料

支出できないもの

- ・ 会派で承認されていない議員個人の研修旅費
- ・ グリーン車
- ・ 旅行傷害保険料
- ・ 政党活動に伴う党費、党大会賛助金、政党主催セミナーの会費等
- ・ 慶弔^{せん}餞別費等（病気見舞い、香典、祝い金、餞^{せん}別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状の購入費又は印刷等の経費等）
- ・ 個人の立場で加入している団体などの会費等（町内会費、PTA会費等）
- ・ 各種団体への寄附カンパ
- ・ 飲食を目的とする懇親会費（交通費、宿泊費を含む）
- ・ 研修会等の会場として不相当と考えられる場所で行われる会合に係る経費
- ・ 研修会等への一般参加者への食事代
- ・ 研修会等に参加し、その終了後に開催される飲食を伴う意見交換会の会費

留意事項

- ・ 交通費、宿泊料は実費とすること。宿泊料は「山陽小野田市職員等の旅費に関する条例」に定められた金額13,100円を上限とし、宿泊料のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代は宿泊費に含むこと。
- ・ 自家用車を使用した場合のガソリン代、高速道路通行料については実費とすること。
- ・ 旅費の領収書等については、交通費と宿泊費等、それぞれの明細が分かるものを添付すること。
- ・ 視察時におけるキャンセル料は、次の場合に認めること。

- (1) 公務による場合
 - (2) 本人が病気や怪我等により取り止める場合
 - (3) 親族の病気や怪我によって本人が世話をしなければならない場合
 - (4) 親族の葬儀に出席しなければならない場合
 - (5) 視察先及び本市において天災が発生した場合
 - (6) やむを得ない事情により議長が認めた場合
- ・ マイクロバス、レンタカー代等の借上げは、ほかに利用できる公共交通機関がない等の合理的な理由があること。
 - ・ 会派の了承を得た場合は、議員個人が参加した研修会に係る経費についても支出できるものとする。
 - ・ 原則として食事代や意見交換会等の会費は認められないが、研修出席者負担金の中に含まれ、かつ、負担金と食事代が分割できない場合は例外として認めるものとする。
 - ・ 政党が主催する研修会等については、参加資格が党員に限定されず、一般参加が可能であること。
 - ・ 山陽小野田市民に対する飲食の提供は公職選挙法で禁止されている寄付行為に該当するため、主催する研修会等の講師への食事等の提供に当たっては注意すること。
 - ・ 会派及び無所属議員が主催する研修会等については、開催日時、場所、参加人数、内容、開催に要した経費を記載した報告書を提出すること。また、議員が飲食した分については政務活動費から支出しないこと。
 - ・ たとえ貴重な情報交換や懇談の場であるとしても、議員同士の懇親会は研修費には当たらないこと。
 - ・ 茶菓子代は、参加した市民に対するものとし、湯茶、お茶請け程度の茶菓子代とすること。
 - ・ 会場借上料には冷暖房料も含めるものとする。

3 広報費

内容

会派及び無所属議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費

支出できるもの

- ・ 市政報告会等会場借上料、資料作成費、通信運搬費、茶菓子代
- ・ ホームページの作成費、更新費
- ・ 会派及び無所属議員が発行する広報紙等の印刷製本費、通信運搬費

支出できないもの

- ・ 報告会等の会場として不相当と考えられる場所で行われる会合に係る経費
- ・ 特定の団体（政党、後援会等）の構成員のみを対象とする広報紙や報告会に係る経費

留意事項

- ・ 広報紙及びホームページに政務活動以外の活動等に関する掲載をしている場合は、支出できないこと。
- ・ 会派の了承を得た場合は、議員個人が発行する広報紙及びホームページの作成、維持管理に係る経費についても認めること。
- ・ 広報紙、ホームページ（会派の了承を得たものも含む）には会派名又は個人名を掲載し、会派代表者又は個人（発行責任者）の連絡先を発行元の連絡先として掲載すること。
- ・ 広報紙を作成した場合は、成果品を一部提出すること。
- ・ 外部に委託して広報紙を作成する場合は、市内の業者を優先すること。
- ・ 印刷物等を発送する際は、原則として切手を使用せず別納郵便等による窓口払いとすること。
- ・ 切手、はがきを購入した場合は切手等使用台帳に必要事項（月日、件名等）を記入し、出入の数量の管理をするとともに、支出伝票にも使用目的や内容を記載するものとする。なお、年度末に未使用のものは現品相当額が返還の対象となるので留意すること。

4 広聴費

内容

会派及び無所属議員が行う住民からの市政及び会派及び無所属議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費

支出できるもの

- ・ 広聴会会場借上料、資料作成費、通信運搬費、茶菓子代

支出できないもの

- ・ 広聴会、住民相談会等の会場として不相当と考えられる場所で行われる会合に係る経費
- ・ 飲食を目的とする懇親会費

留意事項

- ・ アンケートの作成費等を計上する場合は、成果品を一部提出すること。
- ・ 外部に委託してアンケートを作成する場合は、市内の業者を優先すること。
- ・ 意見交換会等で会場借上料を計上する場合は、名称、開催日時、会場、参加議員名、及び参加人数、開催に要した経費を記載した書類を提出すること。

5 会議費

内容

会派及び無所属議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派及び無所属議員としての参加に要する経費

支出できるもの

- ・ 会場借上料、資料作成費、通信運搬費、駐車場代
- ・ 会派及び無所属議員が行う会合に要する経費
- ・ 意見交換会等出席負担金、交通費、宿泊費

支出できないもの

- ・ 会派で承認されていない議員個人の会議旅費
- ・ グリーン車
- ・ 旅行傷害保険料
- ・ 会議の会場として不相当と考えられる場所で行われる会合に係る経費
- ・ 会議における一般参加者への食事代
- ・ 飲食を目的とする懇親会費
- ・ 会議終了後に開催される飲食を伴う意見交換会等の会費、交通費、宿泊費

留意事項

- ・ 交通費、宿泊料は実費とすること。宿泊料は「山陽小野田市職員等の旅費に関する条例」に定められた金額13,100円を上限とし、宿泊料のみの実費精算が困難な場合等、やむを得ない理由がある場合の朝食代は宿泊費に含むこと。
- ・ 自家用車を使用した場合のガソリン代、高速道路通行料については実費とすること。
- ・ 旅費の領収書等については、交通費と宿泊費等、それぞれの明細が分かるものを添付すること。
- ・ 会派の了承を得た場合は、議員個人の会議に係る経費についても支出できるものとする。
- ・ 視察時におけるキャンセル料は、次の場合に認めること。
 - (1) 公務による場合
 - (2) 本人が病気や怪我等により取り止める場合
 - (3) 親族の病気や怪我によって本人が世話をしなければならない場合

- (4) 親族の葬儀に出席しなければならない場合
 - (5) 視察先及び本市において天災が発生した場合
 - (6) やむを得ない事情により議長が認めた場合
- ・ マイクロバス、レンタカー代等の借上げは、ほかに利用できる公共交通機関がない等の合理的な理由があること。
 - ・ 会議における会場借上料を計上する場合は、名称、開催日時、会場、参加議員名、参加人数及び開催に要した経費を記載した書類を提出すること。

6 資料作成費

内容

会派及び無所属議員が行う活動に必要な資料の作成に関する経費

支出できるもの

- ・ 資料作成に伴う印刷製本費、翻訳料
- ・ 資料作成に必要な備品（事務機器）、消耗品等の購入費又はリース料（パソコン、コピー機等）。また、それらに係る必要経費（トナー、保守点検料、修理代等）

支出できないもの

- ・ 事務機器等に係る保険料
- ・ 選挙活動に属する費用
- ・ 後援会や政党が発行する印刷費用
- ・ 儀礼、交際に属する印刷物等

留意事項

- ・ 政務活動費（一部を含む）で購入した備品、消耗品等については、政務活動以外で使用しないこと。
- ・ 資料作成委託については、委託先、委託期間、委託内容、委託金額等が記載された委託契約書等を作成し、その写しを提出すること。（契約者は会派の代表者又は所属議員及び無所属議員とする）
- ・ 備品及び消耗品等の購入や資料作成の外部委託は、市内業者を優先すること。

備品の取扱い

・ 備品の定義

備品は資料の作成や事務所に必要なもので、その性質又は形状を変えることなく比較的長期（2箇年程度以上）の使用に耐えるものとし、その取得価格が1品1万円以上の事務機器とする。

・ 備品の管理

購入した備品は、経理責任者が備品台帳に品名、数量、単価等を記録し、適切な場所で保管しなければならない。

耐用年数の経過前での買い換えは、正当な理由がなければ、できないものとする。

耐用年数の経過後に不用となった備品は、会派又は無所属議員の判断で処分することができる。

備品を任期満了の直前に購入することがないようにする。

次の時点で耐用年数を経過していない備品は、議会事務局に返納する。

- ・ 会派が解散したとき。
- ・ 無所属議員が辞職したとき。
- ・ 議員の任期が満了したとき。ただし、次の任期も前の任期と同様に無所属議員である場合及び次の任期に前の任期の会派を継承する会派があり、備品の引き継ぎができる場合は除く。

議会事務局は引き継ぎ先がない備品を保管し、これを必要とする会派又は無所属議員に移管することができる。

議会事務局が保管する備品を必要とする会派又は無所属議員が複数ある場合は抽選により移管先を決める。

(参考)

【品目 耐用年数】

パソコン（※パソコン周辺機器類を含む） 4年

デジタルカメラ 5年

コピー機、印刷機 5年

F A X 5年

ボイスレコーダー 5年

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第1機械及び装置以外の有形減価）

7 資料購入費

内容

会派及び無所属議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費

支出できるもの

- ・ 書籍（領収書には本の名称が必要）
- ・ 新聞（領収書には新聞の名称が必要）
- ・ 雑誌（領収書には雑誌の名称が必要）
- ・ 有料データベース利用料

支出できないもの

- ・ 政務活動に適さない図書等
- ・ 書画、骨董に類するもの
- ・ 所属する政党の機関誌
- ・ スポーツ新聞
- ・ 自己啓発的な意味合いのある図書等

留意事項

- ・ 政務活動費の対象となる新聞代は、市政に関連し調査研究に資すると認められるものであること。
- ・ 会派が調査研究のために新聞を購読する場合、2紙分までは政務活動費として認めること。ただし、会派全員が読める状態にしておくこと。
- ・ 無所属議員が調査研究のために新聞を購読する場合、1紙分は自己負担とし、それ以外の2紙分までを政務活動費として認めること。ただし、領収書は1紙分（自己負担分）から添付すること。
- ・ 一定期間の購読料の支払いが伴う定期刊行物の購読契約を行う場合、その期間は単年度会計の原則から当該年度に収まらなければならない。契約期間がまたいでいる場合の支出については、3月購読分までは現年度に支出、4月以降の購読分は翌年度に支出し、金額は月数に応じて案分すること。
- ・ 住宅地図等、私的活動や選挙活動等にも利用できるものについては、政務活動以外に使用しないこと。
- ・ 書籍、CD、DVD等を購入する際には領収書等にその名称やタイトルを記載すること。
- ・ 個人から購入したものについては認めないこと。
- ・ 購入に当たっては市内業者を優先すること。

8 人件費

内容

会派及び無所属議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

支出できるもの

- ・ 会派及び無所属議員が行う活動を補助するために雇用した職員の賃金
- ・ 研修会等の受付などのアルバイト代

支出できないもの

- ・ 政務活動以外の業務（政党活動や後援会活動など）の雇用に要する経費

留意事項

- ・ 雇用契約書を作成すること。
- ・ 勤務日数が分かるように出勤簿などを作成し保管すること。
- ・ 雇用した職員を政務活動の補助業務以外の業務にも従事させている場合は、就業時間の割合に応じて案分して支払うこと。
- ・ 議員の配偶者、親族を雇用することは誤解を招くおそれがあることから避けること。

9 事務所費

内容

会派及び無所属議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

支出できるもの

- ・ 事務所賃借料、維持管理費、光熱水費、通信運搬費、備品（事務機器）購入費又はリース代

支出できないもの

- ・ 議員の自宅、議員本人及び議員の家族が所有する物件に対する事務所賃借料
- ・ 市議会議員選挙に使用する期間（選挙運動期間中及び投票日）の事務所費

留意点

- ・ 充当の可否は当該事務所を政務活動に使用しているかどうかで判断することとなり、以下の要件を満たすこと。
 - （1） 外観上の形態を有していること。（〇〇議員事務所等の看板設置等）
 - （2） 事務所としての機能を有していること。（事務・応接スペース、事務備品等）
 - （3） 賃貸契約の名義人が議員又は会派であること
- ・ 備品の取扱いは「6 資料作成費」（p15～p16）に記載のとおり

令和 2 年 1 2 月 3 日付 市議会モニター：藤永幸成

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1 1 月 2 6 日の議会運営委員会を拝聴して思ったこと</p> <p>1. 山陽小野田市議会基本条例について</p> <p>ア. 山陽小野田市議会基本条例（以下、「基本条例」という。）中には、山陽小野田市（地方公共団体）の執行機関に対する監視する機能や執行機関と相互にけん制し合う機能についての明文が見当たらないと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>イ. 第 9 条に定める「政策討論会」について、出席委員の皆様の共通認識として、当該協議が長期間にわたって実施されていないとするものでしたが、普段の委員会協議や本会議での討議は、これに類するものではないのですか。</p> <p>ウ. 第 9 条 1 項中に規定される「共通認識…凶り」とは、どのような事象を指すのでしょうか。政策討論会の場において「共通認識」が必要なのでしょうか。</p> <p>2. 市議会や各種委員会について</p> <p>前 1. アに記述しました「執行機関に対する監視やけん制機能」について、十分に発揮できているとの共通認識を共有されているのでしょうか。</p> <p>議会運営委員会を公開していることは、執行機関に対して持つべき緊張感を放棄されているように思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>相手に手の内を公開すれば、相手は楽勝だと思います。</p> <p>3. 議会等の質問時間について</p> <p>議会等の質問時間について、午前中の時間を 1 2 時から 1 2 時 2 0 分まで延長すべきとの意見について、質問が途中で途切れることに対する傍聴者からの苦情を一因に掲げ、半ば強行的に外部委員の意見を排除し、2 0 分の延長を決定されたように拝聴しました。</p> <p>これに関しまして、次の意見を述べさせていただきます。</p>	<p>議会運営委員会</p>

- | | |
|--|--|
| <p>ア. 質問が途中で途切れないための方策として、昼休憩を挟まず質問を継続されてはいかがでしょうか。</p> <p>イ. 質問時間の延長に伴う対応として、関係する一般職員全員に対し、対価支給若しくは休暇付与を立法制度化する。</p> <p>ウ. ごく一部の苦情により、多数の関係者に不利益を被らせる可能性がある規定は意味を持たないので、全て廃止されてはいかがでしょうか。</p> | |
|--|--|

令和2年12月10日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>意見と質問</p> <p>前々から、「議員活動」と「議会活動」の違いが分かりにくく感じています。 即ち「議員」と「議会人」の違いです。 これを踏まえてモニター活動をしなければならないと考えていますが、よく分かりません。 議員皆さんの共通認識として、いかなるものか教えてください。</p>	<p>議会運営委員会</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>1. 一般質問時のマスク適用除外について 昨年12月定例会より、議場も完成して、コロナ対策も取られた中での一般質問でしたが、マスクを着用しての声が聞き取りにくい場面が何度もありました。 当然、健康被害を及ぼす可能性が高くなるのであれば問題ですが、いかがでしょうか。 議員の発言は、私たち市民になじみのない言葉も多く、ちょっとしたことで理解できない場面がありますし、しゃべり方がもともと聞き取りにくい方もいらっしゃいますので、御検討ください。</p> <p>2. 政策討論会の開催について 長い期間政策討論会が開催されておきませんが、22名の議員の皆さんは、政策が全て一致しているのでしょうか。言論の府と言いながら、この開催が定期的に実行されないのは、議員の怠慢と受け取られかねません。 先般「日本国旗掲揚について」が最後だったのでしょうか。これにしても「十分な」議論がなされていたのでしょうか。 開催方法が委員会提案なのか、議運提案なのか、複数名の議員提案なのか、内容の決定方法は様々ですが、その動きが見えないことは残念でなりません。御検討ください。</p> <p>3. 会派の意味について 山陽小野田市議会における「会派」の存在理由、その必要性について、その定義を教えてください。 また、現行会派のその主張もホームページに掲載することで、市民にも議会におけるそれぞれの会派の基本的主張が分かり、まさに開かれた議会を一步前進させることにつながるのでしょうか。御検討ください。</p>	<p>議会運営委員会</p>

令和3年1月26日付 市議会モニター：樋口晋也

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>広聴委員会を見て</p> <p>1月26日の広聴特別委員会で「お知らせ」として、職務以外の意見は掲載しない旨の案内が出されることが決定されました。これはただ単に委員長の指導力不足を露呈するもので、今さら全員に知らせるのは情けないと考えます。最初に説明していることです。議会のルールをルールとして、毅然と対応することが議会として求められていると考えるが、いかがか。</p>	<p>広聴特別委員会</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>モニター意見の配布について</p> <p>モニター意見の取扱いは機関決定され、その手順によって進められております。そのことに異議はありませんが、提出のタイミングにもよりますが、モニターの意見が提出されてから、議員各位に配布されるまでにタイムラグが発生しているようです。</p> <p>モニター意見の配布については、議員に対して随時渡されるようなルールが良いのではないのでしょうか。</p> <p>その理由として</p> <ol style="list-style-type: none">1. まとめてモニターの意見を受け取った場合、数が多いときにしっかりと読めないことがあります。2. 委員会を見ての意見などは、議員が記憶のある間に読んでいただくことで、より理解が深まる可能性が強いこと3. モニターの意見についての検討には一定の時間が掛かります。これはしようがないことですが、内容によっては速やかに検討を要するものや、議会として実行できることもあるかもしれません。そういった情報を取りこぼさないためにも、タイムリーな周知を行う必要があるのではないかと。	<p>広聴特別委員会</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>議会モニターからの意見（2） <市営住宅条例一部改正の議論について></p> <p>1. 令和元年12月6日の産建委員会に条例改正の提案</p> <p>令和元年12月議会に市営住宅条例の一部改正案が提案されました。この条例改正案を審議した12月6日の産建委員会の会議録を読み返してみました。条例改正に関して建築住宅課長は「近年、身寄りのない単身高齢者が増加し、公営住宅への入居に際して連帯保証人の確保が困難になることが懸念される」ため、国は民法と公営住宅管理標準条例（案）を改正して「保証人に関する規程を削除した」こと、それに伴い「本市でも、住宅に困窮する低所得者へ住宅を提供するという市営住宅の目的があることを考慮して、連帯保証人を2名から1名に減じる」ことにしたと条例改正の趣旨を説明しています。</p> <p>(1) 連帯保証人を減じることが民法改正の趣旨ではない</p> <p>しかし、改正民法のどこを見ても、連帯保証人の人数を変えるという規定はありません。昨年4月から施行された改正民法では「極度額（限度額）の定めのない連帯保証契約は無効となる」との趣旨が明記されたのです。</p> <p>例えば、ある自治体のホームページでは「4月1日に「民法の一部を改正する法律」が施行されました。その中で、賃貸借契約や保証について、ルール明確化や見直しがされています。これまでの賃貸借契約では、保証する最大限の額（極度額）を定めないで連帯保証をしている場合が多く、予期せず高額な債務を負うことがありました。そこで改正民法では、賃貸人が個人の保証人を求める場合、連帯保証人が負う極度額を定め、なおかつ書面などで契約しなければ、保証契約は無効になるというルールが設けられました」（福岡県志免町）と解説しています。</p> <p>この民法改正のきっかけとなったのは、平成9年11月13日付最高裁判決以降、各裁判所で連帯保証人への債務の限度額が認定され、民法改正に至ったものです。その後、国は公営住宅管理標準条例（案）から連帯保証人に関する規程を削除し、公営住宅入居時に連帯保証人を置くかどうか及び極度額の設定は、各自治体の判断に任せることになったのです。山口県内でも、下関市など数</p>	<p>産業建設常任委員会</p>

自治体では連帯保証人を置かず、保証会社による代行を行えるようにしたのです。条例改正の趣旨が全く違うではありませんか。

(2) 市営住宅条例施行規則の審議をなぜしなかったのですか

今回の条例改正は、連帯保証人を2名から1名に減じることが改正点ですが、民法改正の最大の趣旨が連帯保証人の「極度額」明記にあったのに、それは施行規則の中に規定されるため、委員会審議に付されないこととなります。しかし、宇部市議会では市営住宅条例改正の審査とともに、施行規則も委員会に提出させ、極度額の議論がされています。山陽小野田市議会では、この民法改正の趣旨が全く議論されなかったのはなぜですか。

(3) 連帯保証人に代わる保証会社の代行を、なぜ認めないのですか。

委員会審査の中では、連帯保証人の保証債務に関する議論はされました。しかし、生活保護利用者などの生活困窮者の連帯保証人確保の困難さや、連帯保証人が亡くなった場合などに別居親族等に債務の請求が及ぶことが議論されていますが、県や下関市のように保証会社に代行させる方法に関して、なぜ議論がされなかったのでしょうか。

(4) 契約更新時等の場合の新条例適用に関して

条例では令和2年4月以前の契約は、旧民法が適用されるとしています。しかし、同じ市営住宅への転居や契約更新時には、改正民法が適用されるのかどうか全く不明です。経済産業省「既存の賃貸借契約を合意により更新し、この更新合意書に連帯保証人が署名捺印すると、新法の適用を受ける」との見解であり、このことの審査も必要ではなかったのでしょうか。